

水質汚濁防止法に係る 届出の手引き

平成31年1月

沖縄県

環境部環境保全課

目 次

第1 水質汚濁防止法の概要

1	水質汚濁防止法の目的	1
2	用語の定義	1
3	排水基準等	4
4	事業者の責務	4
5	国民の責務	5
6	生活排水対策重点地域	5
7	適用除外	5

第2 排水基準

1	一律排水基準	6
	(1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)	7
	(2) 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの	8
	(3) 暫定基準	9
	(4) 窒素リンに係る排水基準適用海域及び湖沼	12
2	上乘せ排水基準	13
	(1) 海域	13
	ア 中城湾海域	
	イ 与勝海域	
	ウ 金武湾海域	
	エ 名護湾海域	
	オ 那覇港湾海域	
	(2) 河川	15
	ア 国場川水域	
	イ 比謝川水域	
	ウ 天願川水域	
	エ 羽地大川水域	
	オ 我部祖河川水域	
	カ 報得川水域	
	キ 源河川水域	
	ク 平南川水域	
	ケ 大保川水域	
3	特定地下浸透水	18

第3 特定施設

1	種類	19
2	構造等規制	25

第4 届出

- 1 届出の種類 3 1
- 2 届出に必要な書類 3 2

様式 3 3

記載例

- 設置届出 (養豚) 5 4
- (養豚排水無し) 6 1
- (食品工場) 6 9
- (旅館業) 7 6
- (旅館業 (民泊、簡易宿泊所)) 8 4
- (病院) 9 6
- (自動車両洗浄機) 1 1 2
- (研究施設・下水道接続) 1 1 9
- 使用廃止届出書 1 2 9
- 氏名等変更届出書 1 3 0
- 承継届出書 1 3 1

第1 水質汚濁防止法の概要

1 水質汚濁防止法の目的

水質汚濁防止法（以下「法」という）は昭和47年のいわゆる公害国会において、旧水質二法（水質保全法、工場排水規制法）に代えて制定されたもので、「公共用水域及び地下水の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全すること」及び、「工場廃液等による人の健康への被害が生じた場合における損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図ること」の大きく分けて二点を目的としています。

2 用語の定義

(1) 公共用水域

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことで、地下水や終末処理場に接続する下水道などは含みません。

(2) 特定施設

「特定施設」とは、カドミウムなど人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という（表1））を含む汚水又は廃液や、生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水又は廃液（表2）を排出する施設で、政令で定めるものをいいます（詳しくは「第3 特定施設」で記載します）。

表1 有害物質

一	カドミウム及びその化合物
二	シアン化合物
三	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る）
四	鉛及びその化合物
五	六価クロム化合物
六	砒素及びその化合物
七	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物
八	ポリ塩化ビフェニル
九	トリクロロエチレン
十	テトラクロロエチレン
十一	ジクロロメタン
十二	四塩化炭素
十三	1,2-ジクロロエタン
十四	1,1-ジクロロエチレン
十五	1,2-ジクロロエチレン
十六	1,1,1-トリクロロエタン
十七	1,1,2-トリクロロエタン
十八	1,3-ジクロロプロペン
十九	チウラム

二十	シマジン
二十一	チオベンカルブ
二十二	ベンゼン
二十三	セレン及びその化合物
二十四	ほう素及びその化合物
二十五	ふっ素及びその化合物
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
二十七	塩化ビニルモノマー
二十八	1,4-ジオキサン

表2 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

一	水素イオン濃度
二	生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
三	浮遊物質
四	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
五	フェノール類含有量
六	銅含有量
七	亜鉛含有量
八	溶解性鉄含有量
九	溶解性マンガン含有量
十	クロム含有量
十一	大腸菌群数
十二	窒素又はりんの含有量

(3) 指定施設

「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（以下「指定物質」という（表3））を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設のことをいいます。有害物質貯蔵指定施設の設置は届出の義務がありますが、指定物質の貯蔵施設については設置の届出義務はありません。しかし、事故時に報告する義務が課せられています。

表3 指定物質

一	ホルムアルデヒド	二十九	パラ-ジクロロベンゼン
二	ヒドラジン	三十	フェノブカルブ(BMPC)
三	ヒドロキシルアミン	三十一	プロピザミド
四	過酸化水素	三十二	クロロタロニル(TPN)
五	塩化水素	三十三	フェニトロチオン(MEP)
六	水酸化ナトリウム	三十四	イプロベンホス(IBP)

七	アクリロニトリル	三十五	イソプロチオラン
八	水酸化カリウム	三十六	ダイアジノン
九	アクリルアミド	三十七	イソキサチオン
十	アクリル酸	三十八	クロロニトロフェン
十一	次亜塩素酸ナトリウム	三十九	クロルピリホス
十二	二硫化炭素	四十	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
十三	酢酸エチル	四十一	アラニカルブ
十四	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	四十二	クロルデン
十五	硫酸	四十三	臭素
十六	ホスゲン	四十四	アルミニウム及びその化合物
十七	1,2-ジクロロプロパン	四十五	ニッケル及びその化合物
十八	クロルスルホン酸	四十六	モリブデン及びその化合物
十九	塩化チオニル	四十七	アンチモン及びその化合物
二十	クロロホルム	四十八	塩素酸及びその塩
二十一	硫酸ジメチル	四十九	臭素酸及びその塩
二十二	クロルピクリン	五十	クロム及びその化合物 (Cr(VI)を除く)
二十三	ジクロロボス(DDVP)	五十一	マンガン及びその化合物
二十四	オキシデプロホス	五十二	鉄及びその化合物
二十五	トルエン	五十三	銅及びその化合物
二十六	エピクロロヒドリン	五十四	亜鉛及びその化合物
二十七	スチレン	五十五	フェノール類及びその塩
二十八	キシレン	五十六	ヘキサメチレンテトラミン

(4) 貯油施設等

「貯油施設」とは、重油、原油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油（以下「油」という）を貯蔵し、又は油を含む水进行处理する施設で、特定施設以外のものをいいます。特定施設設置届出書の提出義務はありませんが、事故時の措置と報告する義務が課せられています。

(5) 排水

「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という）から公共水域に排出される水のことをいいます。ここでいう排水には、特定施設から排出される汚水又は廃液とこれ进行处理したものだけでなく、雨水や事務所のトイレからの排水など、特定施設以外の施設から排出される水を含みます。

(6) 汚水等

「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液のことをいいます。

(7) 特定地下浸透水

「特定地下浸透水」とは、有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という）を設置する特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設にかかる汚水等（これ进行处理したものを

含む) を含むものをいいます。

(8) 生活排水

「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のことをいいます。

3 排水基準等

排水基準には全ての水域について一律に適用される一律排水基準と、一律排水基準では保全が困難な水域において地方公共団体が条例により設定する上乘せ排水基準があります。内容については「第2 排水基準」で詳しく記載します。

4 事業者の責務

事業者に対しては表4のと通りの責務が課されています。

表4 事業者の責務

条文	内容(概要)	違反時の罰則
第五条	特定施設等を設置する場合には都道府県知事に届け出を行う	三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
第七条	特定施設の構造の変更の届出を行う	三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
第九条	第五条・七条の届出後60日間の設置・変更禁止	三十万円以下の罰金
第十条	氏名等の変更の届け出を行う	十万円以下の過料
第十一条	特定施設を譲り受け、借り受ける場合などに届出を行う	十万円以下の過料
第十二条	排水基準に適合しない排水の排出禁止	六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金(過失の場合は三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金)
第十二条の二	総量規制基準の遵守	改善命令に対して違反の場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
第十二条の三	基準に適合しない水の地下浸透禁止	改善命令に対して違反の場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
第十二条の四	有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守	改善命令に対して違反の場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
第十四条	排出水・地下浸透水の汚染状態の測定・記録等	三十万円以下の罰金
第十四条の二	事故時の状況及び講じた措置の報告	命令違反の場合、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金
第十四条の四	廃液等の排出、地下浸透状況の把握及び、水質汚濁の防止のための必要な措置	

5 国民の責務

法第十四条の六で「何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。」とされているほか、法第十四条の七で「生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。」とされています。

6 生活排水対策重点地域

生活排水の影響を受けて水質が悪化している河川などについては、都道府県知事が生活排水対策重点地域として指定し、指定を受けた市町村は計画を策定して下水道整備や合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水対策を推進していきます。

沖縄県内では表5の河川・区域が指定されています。

表5 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域の名称	生活排水重点地域	指定年月日
国場川流域生活排水対策重点地域	那覇市、南風原町、豊見城市 南城市(旧大里村)、八重瀬町(旧東風平町)	平成4年9月22日
天願川流域生活排水対策重点地域	うるま市(旧具志川市)	
報得川流域生活排水対策重点地域	糸満市の全域	平成8年2月23日
牧港川・宇地泊川流域生活排水対策重点地域	浦添市、宜野湾市、西原町、中城市の全域	平成9年3月25日
比謝川流域生活排水対策重点地域	沖縄市、嘉手納町、読谷市の全域	平成10年2月27日
雄樋川流域生活排水対策重点地域	八重瀬町(旧東風平町、旧具志頭村) 南城市(旧大里村、旧玉城村)	

(下水道処理区域を除く。)

7 適用除外

鉱山保安法、電気事業法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき設置するものは、水質汚濁防止法での届出は必要ないとされています(法第23条)。しかし、それらの施設についても水質汚濁防止法上の排水規制等は適用されるほか、水質の汚濁が生じるおそれがある場合、都道府県知事はそれらの法律を所管する行政機関の長(沖縄県では那覇産業保安監督事務所長及び沖縄総合事務局長)に措置を執るよう要請することや、行政機関の長と協議の上で水質汚濁防止法による命令を行うことも可能です。

第2 排水基準

1 一律排水基準

排水水を排出する者は、排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならないとされています（法第12条）。特定施設からの排水水が排水基準を超過している場合、都道府県知事（保健所長）は排水水を排出する者に対し、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水の処理の方法の改善を命令できるほか、施設の使用や排水水の排出の一時停止を命令することができます（法第13条）。

基準は全国一律で設定されている一律排水基準と、各都道府県の水域ごとに設定される上乘せ排水基準がありますが、それぞれ、業種や項目ごとに、現在の汚水処理技術の状況や社会に与える影響の度合いを考慮し、暫定排水基準が設定されているものもあります。

排水水を排出する者は、法第14条の規定に測定と記録の義務が課せられており、基本的に年に1回以上の測定が必要となりますが、旅館業で温泉を利用するものについては表6のとおり測定となります。

表6 旅館業（温泉を利用するものに限る）での測定項目と頻度

測定項目※	測定頻度
砒素及びその化合物	1 回 以 上 / 3 年
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
水素イオン濃度	
銅含有量	
亜鉛含有量	
溶解性鉄含有量	
溶解性マンガン含有量	
クロム含有量	

※全ての測定が必要なわけではなく、関連する項目のみでかまいません

また、排水水だけでなく、特定地下浸透水についても同様に測定が必要となります。

なお、測定のための試料は、測定しようとする排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとされています（法施行規則第9条第1項第7号）。

測定記録については、様式第8により記録すること及び、3年間の保存が義務づけられています。計量法の登録を受けた者から様式第8に記載すべき事項が記載された測定結果の証明書の交付を受け、それを保存する場合は、記録表への記載はしなくてもかまいません。

(1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	
シアン化合物	1 mg CN/L	
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	10 mg B/L
	海域に排出されるもの:	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	8 mg F/L
	海域に排出されるもの:	15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量:	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	
<p>備考</p> <p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>		

(2) 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に 排出されるもの:	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの:	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質(SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)
<p>備考</p> <p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」=昭60環告27(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼)</p> <p>※「環境大臣が定める海域」=平5環告67(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)</p>		

(3) 暫定排水基準

ア 窒素含有量及び磷（りん）含有量

業種その他の区分	許容限度（単位mg/L）			
	窒素含有量		磷含有量	
	許容限度 （単位mg/L）	期間	許容限度 （単位mg/L）	期間
畜産農業 （豚房を有するものに限る）	130 （日間平均110）	平成30年10月1日～ 平成35年9月30日	22 （日間平均18）	平成30年10月1日～ 平成35年9月30日
天然ガス鉱業	160 （日間平均150）	平成30年10月1日～ 平成33年9月30日	-	-
バナジウム化合物製造業及 びモリブデン化合物製造業 （バナジウム化合物又はモ リブデン化合物の塩析工程 を有するものに限る。）	4100 （日間平均3100）	平成30年10月1日～ 平成35年9月30日	-	-
酸化コバルト製造業	300 （日間平均100）		-	-
備考				
<p>1 別表第二の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。</p> <p>2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>3 この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>4 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。</p>				

イ ほう素及びその化合物・ふっ素及びその化合物・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（～平成31年6月30日）

	許容限度 (mg/L)		
	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
電気めつき業	30 ^{※1} に限る	15 ^{※5} (40) ^{※6}	-
ほうろう鉄器製造業 ^{※1} に限る	40	12	-
うわ薬製造業	40 ^{※2} (140) ^{※3}	12 ^{※2}	-
貴金属製造・再生業	40	-	2900
下水道業	50 ^{※4}	-	130 ^{※10}
金属鋳業 ^{※1} に限る	100	-	-
旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500	15 ^{※7} (30) ^{※8} (50) ^{※9}	-
酸化コバルト製造業	-	-	160
畜産農業	-	-	600
ジルコニウム化合物製造業	-	-	700
モリブデン化合物製造業	-	-	1500
バナジウム化合物製造業	-	-	1650

備考

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i \div Q$$

(この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

※1 海域以外の公共用水域に排水を排出するもの

※2 ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、※1に限る。

※3 うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、※1に限る。

※4 (旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、※1であつて、一定の条件に該当するものに限る。)

※5 一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、※1に限る。

※6 一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。

※7 水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかつた温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、※1に限る。

※8 温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。

※9 温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。

※10 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百十七号)第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。

ウ 亜鉛含有量（～平成 33 年 12 月 10 日）

	許容限度 (mg/L)
業種その他の区分	亜鉛含有量
金属鉱業	5
電気めっき業	
下水道業(金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	
<p>備考</p> <p>1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。</p> <p>2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が二を超えることをいう。</p> $\sum C_i \cdot Q_i \div Q$ <p>この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 一日につき立方メートル)</p>	

エ 1,4-ジオキサン（平成 30 年 5 月 25 日～平成 33 年 5 月 24 日）

	許容限度 (単位mg/L)
業種その他の区分	1,4-ジオキサン
エチレンオキサイド製造業	3
エチレングリコール製造業	
<p>備考</p> <p>中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p>	

オ カドミウム及びその化合物（～平成 31 年 11 月 30 日）

	許容限度 (単位mg/L)
業種その他の区分	カドミウム及びその化合物
金属鉱業	0.08
<p>備考</p> <p>中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。</p>	

(4) 窒素・磷に係る排水基準適用海域及び湖沼

ア 湖沼（磷は全ての湖沼）

	名称及び位置		窒素	磷(りん)
	湖沼	石垣市	大浦ダム貯水池	
石垣市		底原ダム貯水池	○	○
石垣市		真栄里ダム貯水池		○
名護市		羽地ダム貯水池		○
名護市		辺野古ダム貯水池		○
沖縄市及びうるま市		倉敷ダム貯水池		○
うるま市		山城ダム貯水池		○
国頭村		安波ダム貯水池		○
国頭村		普久川ダム貯水池	○	○
国頭村		辺野喜ダム貯水池		○
東村		新川ダム貯水池		○
東村		福地ダム貯水池		○
宜野座村		漢那ダム貯水池		○
金武町		金武ダム貯水池	○	○
座間味村		座間味ダム貯水池		○
南大東村		大池	○	○
伊平屋村		我喜屋ダム貯水池	○	○
久米島町		白瀬2号ダム貯水池		○
備考 湖沼の位置は、平成22年4月1日における行政区画によつて表示されたものとする。				

イ 海域（窒素及び磷の排水基準を適用）

海域	金武湾	沖縄県国頭郡金武町金武岬と中頭郡与那城村伊計島北端を結ぶ線、同村伊計大橋、桃原橋及び陸岸により囲まれた海域
	与那覇湾	沖縄県平良市字久貝小字出口南端と宮古郡下地町西浜崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	羽地内海	沖縄県名護市奥武橋、屋我地大橋、同市屋我地島北端と国頭郡今帰仁村運天港を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	備考 海域の範囲又は位置は、平成五年十月一日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによつて表示されたものとする。	

2 上乗せ排水基準

法律による一律の排水基準だけでは生活環境の保全が十分ではない区域については都道府県でより厳しい上乗せ基準を定めることができるとされており（法第3条第3項）、当県内では以下の区域について上乗せ排水基準が設定されています。

(1) 海域

ア 中城湾海域・与勝海域・金武湾海域

特定事業場の区分		項目及び許容限度(mg/L)				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質量		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	20	30	70	90	
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量:50m ³ /日未満	120	160	150	200
		豚房面積:1000m ² 未満かつ 排出水量:50m ³ /日以上	120	160	150	200
		豚房面積:1000m ² 以上かつ 排出水量:50m ³ /日以上	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 7 砂糖製造業の用に供する施設	排出水量50m ³ 以上 200m ³ /日未満	【30】 50	【50】 70	【70】 100	【90】 130
		排出水量200m ³ /日以上	【30】 20	【50】 30	【70】 70	【90】 90
	令別表第一 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 (排出水量:20m ³ 以上)	【80】 60	【100】 80	【70】 80	【90】 120	
	令別表第一 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設 (排出水量:20m ³ 以上)	20	30	15	20	
	令別表第一 72 し尿処理施設のうち浄化槽(501人槽以上)(排出水量: 50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 73 下水道終末処理場(排出水量:50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一74 特定事業場から排出される水の処理施設のうち 豚房排水処理施設	排出水量50m ³ 未満	120	160	150	200
		排出水量50m ³ 以上	50	70	70	90
	その他のもの	排出水量20m ³ 以上 50m ³ 未満	120	160	150	200
		排出水量50m ³ 以上 200m ³ 未満	50	70	100	130
排出水量200m ³ 以上		20	30	70	90	

S51.8.4よりも前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

イ 名護湾海域

特定事業場の区分		項目及び許容限度(mg/L)				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質量		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	20	30	70	90	
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排水量: 50m ³ /日未満	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 未満かつ排水量: 50m ³ /日以上	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 以上かつ排水量: 50m ³ /日以上	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 2 畜産食料品製造業の用に供する施設(排水量: 200m ³ 以上)	【50】 20	【70】 30	【100】 70	【130】 90	
	令別表第一 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設(排水量: 20m ³ 以上)	30	40	80	100	
	令別表第一 72 し尿処理施設のうち浄化槽(50人槽以上)(排水量: 50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 73 下水道終末処理場(排水量: 50m ³ 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 74 特定事業場から排出される水の処理施設のうち豚房排水処理施設	排水量: 50m ³ 未満	120	160	150	200
		排水量: 50m ³ 以上	50	70	70	90
	その他のもの	排水量20m ³ 以上50m ³ 未満	120	160	150	200
排水量50m ³ 以上200m ³ 未満		50	70	100	130	
排水量200m ³ 以上		20	30	70	90	

S52.6.19よりも前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

ウ 那覇港湾海域

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質量 (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	6.5以上8.5以下	20	30	70	90

(2) 河川

ア 国場川水域、比謝川水域及び天願川水域

特定事業場の区分			項目及び許容限度				
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
				日間平均	最大	日間平均	最大
下水道処理区 域内に所在する 特定事業場	すべての特定事業場		6.5以上8.5以下	20	30	70	90
下水道処理区 域外に所在する 特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量: 50m ³ 未満	／	【120】 80	【160】 100	【150】 100	【200】 150
		排出水量: 50m ³ 以上	一律排水基準	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 7 砂糖製造業の用に供する施設(全てのもの)		6.5以上8.5以下	10	20	70	90
	令別表第一74 特定事業場から排出される水の処 理施設のうち豚房排水処理施設	排出水量: 50m ³ 未満	／	80	100	100	150
		排出水量: 50m ³ 以上	一律排水基準	50	70	70	90
	その他のもの(排出水量: 20m ³ 以上)		6.5以上8.5以下	20	30	70	90

比謝川及び国場川はS50.7.8より前、天願川はS51.8.4より前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

イ 羽地大川水域、我部祖河川水域及び報得川水域

特定事業場の区分			項目及び許容限度				
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
				日間平均	最大	日間平均	最大
下水道処理区 域内に所在する 特定事業場	すべての特定事業場		6.5以上8.5以下	20	30	70	90
下水道処理区 域外に所在する 特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量: 50m ³ /日未満	／	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 未満かつ 排出水量: 50m ³ /日以上	／	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m ² 以上かつ 排出水量: 50m ³ /日以上	一律排水基準	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一74 特定事業場から排出される 水の処理施設のうち豚房 排水処理施設	排出水量: 50m ³ 未満	／	120	160	150	200
		排出水量: 50m ³ 以上	一律排水基準	50	70	70	90
	その他のもの	排出水量20m ³ 以上 50m ³ 未満	6.5以上8.5以下	80	100	100	150
排出水量: 50m ³ 以上		6.5以上8.5以下	20	30	70	90	

我部祖河川はS52.6.19より前、報得川はS54.9.28より前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用。(羽地大川は暫定基準無し)

ウ 源河川水域、平南川水域及び大保川水域

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	【5.8以上8.6以下】 6.5以上8.5以下	【120】 20	【160】 30	【150】 70	【200】 90

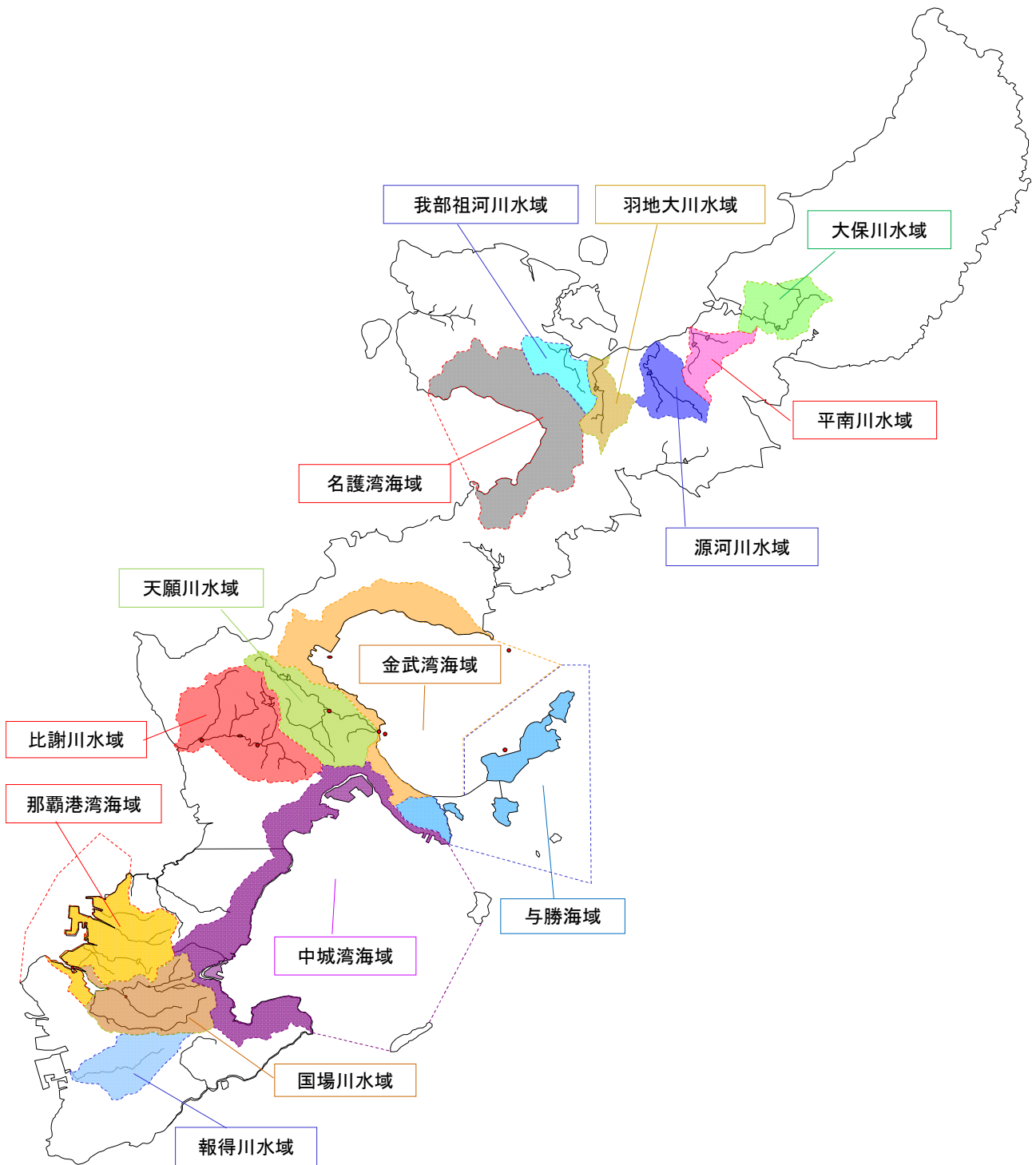
S63.714より前に源河川水域に設置した特定施設のうち、令別表第一の2イ豚房施設にかかるものについては【 】内の暫定基準を適用(平南川・大保川については暫定基準無し)

(3) 上乗せ排水適用区域

上乗せ排水適用区域表

適用区域	範囲
国場川水域	明治橋から上流及びこれに接続する公共用水域(久茂地川水域を除く。)
比謝川水域	比謝橋下流の取水せきから上流及びこれに接続する公共用水域
天願川水域	天願川及びこれに接続する公共用水域
羽地大川水域	羽地大川及びこれに接続する公共用水域
我部祖河川水域	我部祖河川及びこれに接続する公共用水域
報得川水域	西崎北橋から上流及びこれに接続する公共用水域
源河川水域	源河川及びこれに接続する公共用水域
平南川水域	平南川及びこれに接続する公共用水域
大保川水域	大保川及びこれに接続する公共用水域
中城湾海域	知念岬から久高島南端までを結んだ線、久高島陸岸、久高島北端から津堅島南端までを結んだ線、津堅島陸岸、津堅島北端から勝連崎までを結んだ線及び沖縄島陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
与勝海域	勝連崎、北緯26度16分東経128度1分の点、北緯26度25分東経128度1分の点、北緯26度25分東経128度の点、北緯26度22分東経127度56分の点、うるま市与那城屋慶名と平安座島を結ぶ道路(以下「海中道路」という。)と東経127度56分とが交わる点の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
金武湾海域	金武湾(海中道路と東経127度56分とが交わる点、北緯26度22分東経127度56分の点、北緯26度25分東経128度の点、金武岬の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域)及びこれに流入する公共用水域(天願川水域を除く。)
名護湾海域	名護湾(部瀬名岬から名護市と本部町の陸岸における境界までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海域)及びこれに流入する公共用水域
那覇港海域	大嶺鼻(北緯26度11分40秒東経127度38分18秒)から358度延長3,500メートルの地点まで引いた線、同点から30度延長4,850メートルの地点まで引いた線、同点から45度延長4,600メートルの地点まで引いた線、同点から135度延長2,400メートルの地点まで引いた線、同点から194度57分14秒で陸岸と交わる点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域(国場川水域を除く。)

※上記表において記載のある座標は旧測地系(日本測地系)による



上乘せ排水適用区域図

3 特定地下浸透水

特定地下浸透水とは、有害物質を製造、使用、処理する特定施設（有害物質使用特定施設）に係わる水を、地下に浸透する水のこと（非意図的に浸透してしまう場合を含む）、下記の基準を超えている水は浸透させてはいけません。

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.001 mg Cd/L
シアン化合物		0.1 mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)		0.1 mg/L
鉛及びその化合物		0.005 mg Pb/L
六価クロム化合物		0.04 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.005 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		0.0005 mg Hg/L
ポリ塩化ビフェニル		0.0005 mg/L
トリクロロエチレン		0.002 mg/L
テトラクロロエチレン		0.0005 mg/L
ジクロロメタン		0.002 mg/L
四塩化炭素		0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体として	0.004 mg/L
	トランス体として	0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.0002 mg/L
チウラム		0.0006 mg/L
シマジン		0.0003 mg/L
チオベンカルブ		0.002 mg/L
ベンゼン		0.001 mg/L
セレン及びその化合物		0.002 mg Se/L
ほう素及びその化合物		0.2 mg B/L
ふっ素及びその化合物		0.2 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素として	0.7 mg/L
	亜硝酸性窒素として	0.2 mg/L
	硝酸性窒素として	0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー		0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン		0.005 mg/L
(注) 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法により検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、許容限度に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。		

第3 特定施設

1 種類

特定施設は政令により以下のとおり定められています。

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
六 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

<p>十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 压榨施設 ニ 分離施設
<p>十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
<p>十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
<p>十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
<p>十六 麺類製造業の用に供する湯煮施設</p>
<p>十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</p>
<p>十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</p>
<p>十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
<p>十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
<p>十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
<p>二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
<p>二十一 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
<p>二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー</p>
<p>二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設</p>
<p>二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
<p>二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設

二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
- ロ 湿式バーカー
- ハ 碎木機
- ニ 蒸解施設
- ホ 蒸解廃液濃縮施設
- ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
- ト 漂白施設
- チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
- リ セロハン製膜施設
- ヌ 湿式繊維板成型施設
- ル 廃ガス洗浄施設

二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
- ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 分離施設
- ハ 水洗式破碎施設
- ニ 廃ガス洗浄施設
- ホ 湿式集じん施設

二十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 塩水精製施設
- ロ 電解施設

二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ ろ過施設
- ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
- ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 遠心分離機
- ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
- ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
- ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
- ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
- ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
- チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
- リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
- ヌ 廃ガス洗浄施設
- ル 湿式集じん施設

二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 湿式アセチレンガス発生施設
- ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
- ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
- ロ 静置分離器
- ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

三十 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 蒸留施設
- ハ 遠心分離機
- ニ ろ過施設

<p>三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
<p>三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
<p>三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
<p>三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテツクス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
<p>三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
<p>三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
<p>三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
<p>三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
<p>三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四一ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>

三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設
四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設
五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

五十八 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
五十九 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
六十四の二 水道施設(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定するものをいう。)、又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六 電気めつき施設
六十六の二 エチレンオキシド又は一・四—ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
六十六の三 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
六十六の四 共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十六の六 飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十七 洗濯業の用に供する洗浄施設
六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

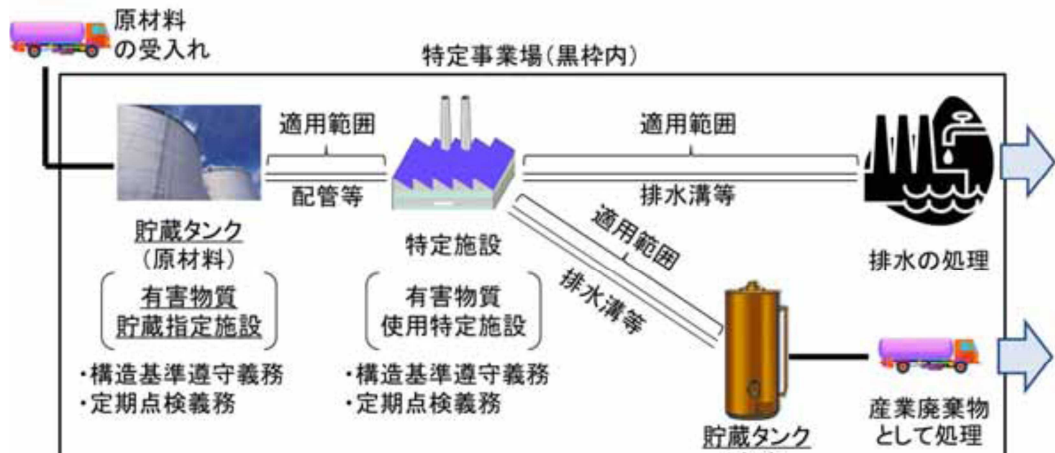
六十八の二 病院(医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
六十九の二 中央卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
六十九の三 地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)第二条第二号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
七十 廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。)
七十の二 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
七十一 自動式車両洗浄施設
七十一の二 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
七十一の三 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設
七十一の四 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)
七十三 下水道終末処理施設
七十四 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

2 構造等規制

有害物質による地下水汚染を防ぐため、有害物質の貯蔵施設や配管類について、構造や点検に関する基準が設けられています。

新設の施設は A 基準を満たす必要があり、平成 24 年 6 月 1 日より前に設置されている既存施設は A 基準を満たすか、A 基準に合致しない場合は点検回数が多い B 基準を満たす必要があります。次ページ以降に有害物質使用特定施設等に係る構造基準の適用範囲に関する例、構造基準及び定期点検の方法の整理表を示します。

(1) 構造基準の適用範囲（環境省マニュアルより）

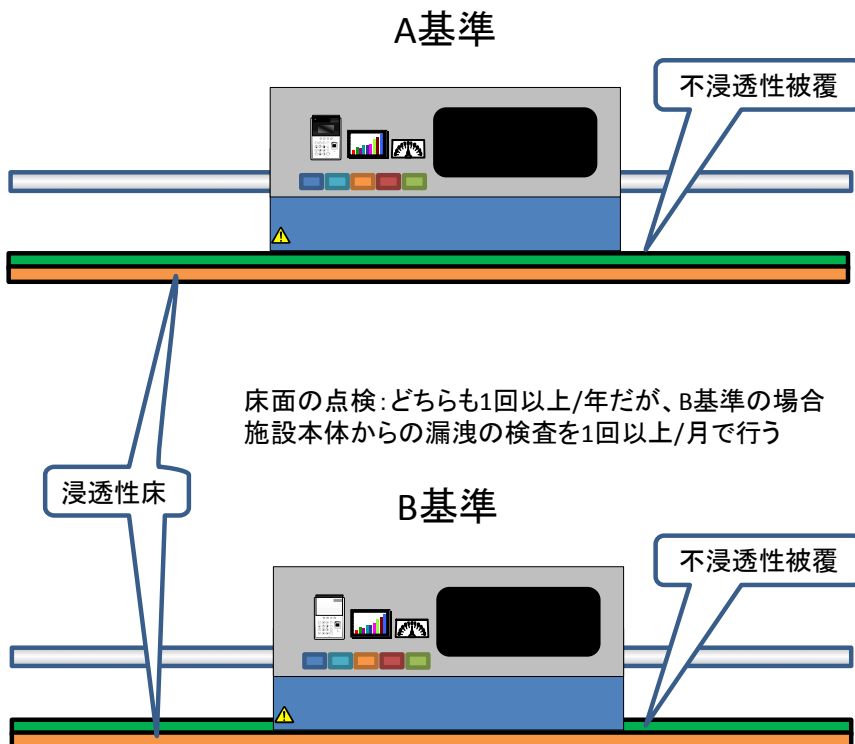


(2) 本体に関する基準

施設本体についての構造基準はありませんが、点検についての基準が設定されており、既存・新設にかかわらずひび割れや亀裂・損傷・水漏れなど年に1回以上の点検が求められています。

(3) 床面に関する基準

床面については本体が設置されている場所とその周辺について、基準が定められており、本体が不浸透性の床面におかれている場合は A 基準、不浸透性では無い場合は B 基準となります（ただし、下階等から容易に点検できる場合は A 基準となります）。なお、B 基準の場合でも施設周辺の床面は不浸透性である必要があります。



A 基準、B 基準となるものの例

